

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
欠席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役職	氏名	備考
出席	委員	井戸田 敏 明	
出席	委員	堀 田 薫	
	委員	欠 員	
出席	委員	飯 田 喜美子	
出席	委員	堀 田 為積穂	
出席	委員	加 藤 俊 治	
出席	委員	鈴 木 秀 夫	
出席	委員	加 賀 裕 二	
出席	委員	前 野 順 子	
出席	委員	辻 義 則	
出席	委員	神 田 俊 紀	
出席	委員	平 野 博 吉	
出席	委員	柴 田 隆 吉	
出席	委員	竹 田 義 弘	
出席	委員	池 口 克 八	
出席	委員	横 井 美喜夫	
出席	委員	伊 藤 里 海	
出席	委員	山 田 進	
出席	委員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	奥 田 哲 弘
課 長 補 佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 任（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 平成29年3月24日(金) 午前9時00分から午後9時25分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(35人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 9 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷺尾和彦 主任 若松孝志 主任 瀧田崇司である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成29年3月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は36名中35名で、定足数に達しておりますので、只今より3月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号28番 神田 俊紀 委員

議席番号29番 平野 博吉 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請	10件
議案第34号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請	7件
議案第36号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件
決定第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 当委員会の決定について	24件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	15件
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	3件
	3. 現況証明願	3件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	3件
	2. 農地改良届出書	1件

それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請 10件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から10番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、10件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より、議案第33号 について説明させていただきました、何か

	<p>ご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 10 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、稲沢市内の妻の実家にて、妻・子どもと仮住まいしておりますが、現在の住宅では大変手狭なため、実家に隣接する申請地へ、自己用住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、農業を営んでおりますが、順調に規模拡大していく中で、農機具・肥料等も増え、現在の農業用倉庫では大変手狭になってきたため、今般の申請にて、申請地へ農業用倉庫を建築し、農業用資材置場として利用する計画でございます。</p> <p>以上、2 件につきましては、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 34 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 7 件につい</p>

事務局	<p>て審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、弥富市内の共同住宅にて、夫・子どもの3人で暮らしておりますが、子どもが成長するにつれ、現在の住宅では大変手狭なため、今般の申請にて、申請地へ専用住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、金属加工機械の製造業を営んでおりますが、業務拡大をするにあたり、現在の工場では大変手狭なため、今般の申請にて、隣接する雑種地と一体利用し、新たに申請地へ工場を建築する計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、申請地向かいにて、社会福祉事業を営んでおりますが、業務拡大のため、既存の駐車場部分に新たに福祉施設を建築したことにより、駐車スペースが手狭になり、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、小売業を営んでおりますが、隣接する店舗の駐車場のみでは、大変手狭なため、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、津島市内の賃貸住宅にて、妻・子どもの3人で暮らしておりますが、現在の賃貸住宅では間取りが狭く、部屋数も少ないため、今般の申請にて、母所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、稲沢市内の賃貸アパートにて、妻・子どもの3人で暮らしておりますが、家財道具も増え、現在のアパートでは大変手狭なため、父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、申請地向かいの住宅にて家族5人で暮らしておりますが、自宅敷地内には2台分の駐車スペースしかなく、子どもが運転免許を取得したことにより、現在の駐車場のみでは手狭なため、今般の申請にて、申請地を駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より、議案第35号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p>

事務局	<p>それでは、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請 7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積、を朗読及び説明) 事務局にて、願出農地の営農状況を確認したところ、適正であり、願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第36号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番から24番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第11号の農地利用集積計画につきましても、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から24番、全体筆数は62筆、面積は58,073㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は、28筆、26,353㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は、10名の方々に、合計34筆、31,720㎡です。内容につきましては、作物は、</p>

<p>会長</p>	<p>水稲、レンコン、普通畑でございます。公告年月日は平成29年3月31日、契約開始年月日は平成29年4月1日、新規52筆、再設定10筆、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より、決定第11号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から15番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、15件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から3番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、3件の現況証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

事務局	<p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、3件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明) 以上、1件の農地改良届出書を受理いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、3月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9時25分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成29年3月24日

会 長 日 永 熙

議事録署名者  
議席番号 28番委員 神 田 俊 紀

議事録署名者  
議席番号 29番委員 平 野 博 吉